

■資料編

1 策定経緯

年月日	会議等	内容
平成 28 年 9 月 29 日	第 1 回 阿見町教育振興基本計画(後期基本計画)策定ワーキングチーム会議	<ul style="list-style-type: none"> ・阿見町教育振興基本計画（後期基本計画）の策定方針について ・計画策定に係るアンケート調査について
10 月 14 日	第 1 回 阿見町教育振興基本計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委任状交付 ・諮問 ・阿見町教育振興基本計画（後期基本計画）の策定について ・計画策定に係るアンケート調査について
11 月 11 日 ～11 月 17 日	阿見町教育振興基本計画後期基本計画策定に係るアンケート調査の実施	<p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町立小・中学校に通う児童生徒の保護者(小学 5 年生・中学 2 年生) ・町立小・中学校に勤務する教職員
平成 29 年 3 月 22 日	第 2 回 阿見町教育振興基本計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・策定方針と前提条件の整理について ・アンケート調査結果について
5 月 24 日	第 2 回 阿見町教育振興基本計画(後期基本計画)策定ワーキングチーム会議	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の進捗状況について ・後期基本計画各課原案調査について
5 月 25 日 ～6 月 9 日	後期基本計画各課原案調査の実施	
9 月 7 日	第 3 回 阿見町教育振興基本計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・重点事項の見直しについて ・後期基本計画（案）について
12 月 4 日	第 4 回 阿見町教育振興基本計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・後期基本計画（素案）について
12 月 25 日 ～平成 30 年 1 月 24 日	パブリックコメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・応募は 0 件
2 月 8 日	第 5 回 阿見町教育振興基本計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント結果報告 ・後期基本計画（原案）について ・答申案について ・答申
2 月 20 日	教育委員会承認	

2 阿見町教育振興基本計画策定委員会

(1) 阿見町教育振興基本計画策定委員会規則

平成 23 年 2 月 24 日教育委員会規則第 6 号
改正 平成 27 年 4 月 30 日教育委員会規則第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 2 項の規定に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定に当たり、幅広い意見を反映させるために設置する阿見町教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 阿見町教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げることのほか基本計画策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会の委員は、12 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者から教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 教育委員会の教育長又は委員
- (2) 学識経験者
- (3) 教育関係団体等から推薦を受けた者
- (4) 町議会議員
- (5) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員会の委員の任期は、委嘱の日から基本計画の策定が終了した日までとする。

2 特定の地位又は職により委嘱され、又は任命された委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長は当該会議の議長となる。

2 会議は、委員の総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(補則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 30 日教委規則第 10 号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 1 項の場合においては、この規則による改正後の阿見町教育振興基本計画策定委員会規則の規定は適用せず、この規則による改正前の阿見町教育振興基本計画策定委員会規則の規定は、なおその効力を有する。

(2) 阿見町教育振興基本計画策定委員会名簿

(敬称略 順不同)

氏名	役職等	備考
中島 雅己	阿見町教育委員会委員 茨城大学准教授	委員長
綾部 明江	県立医療大学准教授	副委員長
田島 峰子	朝日中学校校長	
宮本 好弘	舟島小学校校長	
中嶋 千恵子	ふたば幼稚園長	
菅野 恭子	ふたば幼稚園保護者代表	
堺 仁美	P T A連絡協議会代表 (会長) 阿見中学校 P T A副会長	
須藤 隆之	P T A連絡協議会代表 本郷小学校 P T A会長	
野呂 薫	社会教育委員代表	
栗原 宜行	阿見町議会議員	
西尾 茂博	一般公募	

3 諮問・答申

(1) 諮問

阿学第569号

平成28年10月14日

阿見町教育振興基本計画策定委員会

委員長 中島 雅己 様

阿見町教育委員会教育長 菅谷 道生

阿見町教育振興基本計画について（諮問）

教育基本法第17条第2項の規定に基づき、本町における教育振興のための施策に関する基本的な計画を策定したいと考えますので、阿見町教育振興基本計画策定委員会規則第2条の規定により阿見町教育振興基本計画について諮問します。

諮問の趣旨

本町では、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、平成25年3月に「学びあい 支え合い 共に輝く人づくり」を基本理念として「阿見町教育振興基本計画」を策定しました。

「阿見町教育振興基本計画」は、平成25年度から平成34年度までの10年間とし、将来像や基本目標など10年後を見据えた基本構想と、平成29年度までの5年間に取り組むべき施策を示す基本計画を定めております。

本諮問は、来年度に平成30年度からの5年間で総合的かつ計画的に取り組むべき施策を反映させた「阿見町教育振興基本計画（後期基本計画）」を策定するにあたり、意見を求めるものです。

なお、「阿見町教育振興基本計画（後期基本計画）」の策定にあたっては、阿見町の教育を取り巻く環境の変化と課題を踏まえるとともに、学校、家庭、地域、行政が一体となって阿見町の歴史や地域特性を生かした計画をしたいと考えております。さらに既に策定されている国・茨城県の教育振興基本計画を参酌し、阿見町総合計画との整合性も図りながら、教育にかかる施策を総合的かつ体系的にまとめていきたいと考えております。

本町の教育のあり方、進むべき方向性等、ご意見を頂けますようお願いいたします。

(2) 答申

平成 30 年 2 月 8 日

阿見町教育委員会
教育長 菅谷 道生様

阿見町教育振興基本計画策定委員会
委員長 中島 雅己

阿見町教育振興基本計画について (答申)

平成 28 年 10 月 14 日阿学第 569 号にて諮問がありました阿見町教育振興基本計画について、当策定委員会において審議し、本町における教育振興のための施策に関する基本的な計画を別添のとおりまとめましたので、当策定委員会としてこれを答申します。

なお、計画の推進にあたっては、以下の事項に配慮され、創意工夫により、より良い教育を実践されるよう期待します。

記

1. 子どもたちが阿見町で育ったことを誇りに思い、未来を切り拓いていくことができるよう、特段の熱意をもって、阿見町の教育に取り組まれない。
2. 一人一人の町民はもとより、家庭、地域、団体との連携のもと、町ぐるみの教育をなお一層推進されたい。

阿見町教育振興基本計画 後期基本計画

発行 平成 30 年 3 月

発行者 阿見町教育委員会 学校教育課

〒300-0392

茨城県稲敷郡阿見町中央 1-1-1

TEL : 029-888-1111 (代表)

FAX : 029-888-3601

<http://www.town.ami.lg.jp/>